

情報通信審議会 情報通信技術分科会 移動通信システム委員会
小電力システム作業班（第3回）議事録（案）

1 日時

平成 25 年 2 月 20 日（水）14：00～15：00

2 場所

中央合同庁舎第 4 号館 12 階 全省庁共用 1214 特別会議室

3 出席者（敬称略）

主 任：若尾 正義

構 成 員：姉齒 章、池田 光、加藤 数衛、近藤 俊幸、佐伯 隆、
鈴木 正則（代理 高橋修一）、曾根高 則義（鬼頭 英二）、
田中 茂、中川 永伸、矢澤 重彦、中村 宏之

事務局（総務省）：田原移動通信課長、星野課長補佐、土屋第一技術係長

4 配布資料

資料 3-1 第 2 回小電力システム作業班議事録（案）

資料 3-2 小電力セキュリティシステム等の技術的条件の検討開始について

資料 3-3 高度化等を要望する小電力無線システムについて

5 議事

(1) 前回議事録案の確認

事務局から資料 3-1 に基づき説明が行われ、（案）のとおり、了承された。

(2) 「小電力セキュリティシステム等の技術的条件」の検討開始について

事務局から、資料 3-2 に基づき説明が行われ、本作業班において検討を進めていくことが了承された。

(3) 高度化等を要望する小電力無線システムについて

佐伯構成員から、資料 3-3 に基づき説明が行われた。なお、具体的な質疑等は以下のとおり。

高 橋 氏 アンテナは別体ということですが、アンテナの高さの観点では、どうなるのでしょうか。

佐伯構成員 アンテナの設置高は、ほとんどの場合、建物の中に設置されるものです。非常に高いところに設置されて、遠くに飛ばすというところま

では、現在、検討はしておりません。そのほか、分離できる物で、ケーブルもそれほど長い物を使用することは想定しておりませんので、高さという物は検討しておりません。何か、ご心配がございますか。

高橋氏 やはり、他局への混信ですとかいうことを考えた時に、アンテナの電力より高さを上げた方が遠くへ飛ぶことになると思いますので、無線機本体とアンテナの同軸高の検討ですとか、そういうところも検討に加えられたらよろしいのではないかと感じています。

姉齒構成員 実際には、遠くに飛ばしたいメーカー様、お客様につきましてはアンテナ一体型で高く設置しております。現状あります。そういう意味では、分離して利便性をあげているということで、わざわざ、あげるためには、ケーブル代が高くなりますので、ケースバイケースになるのが現状です。高く鉄塔の上につけているシステムもございます。

若尾主任 逆に今のご質問は、今度アンテナ分離型になると、一体で持って行かなくてもアンテナだけあればいいから、楽になるということはないのですか。

姉齒構成員 分離することで、防水・防塵等の耐性がよくなることがあります。

若尾主任 ということで、若干、干渉ということですか、共存条件が、前よりも厳しくなるのではないですかという御指摘だと思っておりますけれども。

姉齒構成員 あげたい方は、筐体そのものを防水ケースに入れて、あげています。皆さん全部があげるということはないです。

若尾主任 最後の報告書あたりに、その点触れられていた方がよろしいかと。

鬼頭氏 23 ページで御質問させていただきたいのですけれども、休止時間の最低時間というのは規定されないのでしょうか。極端なこと例えば、送信時間 5 ミリ秒、休止時間 3 ミリ秒とやれば、8 ミリ秒ごとに無線機が送信できるということになりますよね。だから、そういうことを除くと、もし、それが問題であれば休止時間最低時間を設けないと、苦しくなると思うのですけれども、いかがでしょうか。

佐伯構成員 そういうキャリアセンスがある場合は、スキナレス時間を考慮して、時間制限はあるかなと考えたのですけれども、今回の場合、このチャンネルはキャリアセンスも不要のチャンネルです。確かにそういう送信ができることも事実なのですけれども、送信時間総和 5 秒というところで、上限かけていますので、たとえば今おっしゃった数値ですとせいぜい 10 秒ぐらいしか伸びないという形になります。ですから、そのぐらいの値であれば、できるのかなというところで、ご提案させていただいているところです。

鬼頭氏 送信時間 5 ミリ秒、休止時間 3 ミリ秒だと休止時間 5 分の 2 以上と

っているので、永久に出し続けられるのではないかと。

佐伯構成員 送信時間総和5秒を規定しています。2秒以下の休止は休止時間と見なしません。なので、ずっと送信というのはできない。

鬼頭氏 了。

中川構成員 イレギュラーなところ想定されていないと思うのですが、この範囲内であれば共用できるようになりますので、たとえば1ミリ秒送信して、1秒休んだりすると、1時間以上送信できるということも考えられますが、です、ので、実際に想定されている範囲で、上限が決まられるのであれば、決めていただいた方が、読み方だけで違った解釈が出てくると、後々悩ましいことになるかと。また、10ページですけれども、空中線のところで、容易に分離できないことを条件にするところなのですが、具体的に条文等に規定されることを想定されているのでしょうか。

佐伯構成員 今回の議論では、そこまで、具体的な規定に行こうというところまで、考えてはおりません。ただ、具体例として、こういう物っていうところの案は出さしていただいているのですけれども。ここに書いてありますとおり、簡単に一般のユーザが換えられるのはだめだよと、それなりに技術を持った人間じゃないと交換してはいけませんといったような形の物で行こうかなというところでは。

中川構成員 実際先々これを、合否判定するような立場になると、ここが明確でないといろいろと読み方の範囲が広がりますので。もし、想定されていない範囲があるのでしたら、ある程度、明確にしておいていただいた方が、よろしいかと思います。よろしく願いいたします。

若尾主任 資料3-3につきまして、2、3点追加の検討依頼がありましたので、御検討いただければと思います。

(4) その他

事務局より、次回会合までの間、本件について議論をメーリングリストにて行うため、月曜日までにそのメールアドレスを周知する旨の説明があった。また、次回会合は3月14日14時より中央合同庁舎第4号館全省庁共用1214会議室にて開催する旨の説明があった。

(閉会)